

●子どもが生まれた方は、該当する箇所の手続があります。

●詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
医療費 助成 ・ 医療 保険 ・ 年金	乳幼児医療費助成制度の申請をしましたか？	すべての方が該当	<input type="checkbox"/>	出生から18歳に到達する年の年度末の子どもの医療費(保険適用分)の全額を助成する制度の申請を行います。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入する予定の医療保険が確認できるもの(資格確認書など)</li> <li>振込口座のわかるもの(個人番号カードなど)(保護者・申請者)</li> <li>申請者の本人確認資料</li> </ul>
	出産後の保健サービスの説明は受けましたか？	すべての方が該当	<input type="checkbox"/>	乳幼児健康診査や予防接種等についての説明及び乳児一般健康診査受診票・予防接種券の交付を行います。	こども家庭課 (一関保健センター) 東部健康推進室 (千厩支所) 北部健康推進室 (大東支所)		<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳</li> </ul>
	生まれた子どもは国民健康保険に加入しますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	社会保険等に加入しない方は国民健康保険に加入します。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど)(届出人)</li> <li>申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)</li> </ul>
	子どものお母さんは、出産当時国民健康保険に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方が出産した際には出産育児一時金(全額又は直接支払制度を利用された方は差額分)が支給されます。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号が確認できるもの(個人番号カードなど)(産婦・世帯主)</li> <li>資格確認書など</li> <li>世帯主の振込口座がわかるもの</li> <li>出産費用の領収書(明細書)</li> <li>医療機関と交わした直接支払制度合意文書</li> <li>申請者の本人確認資料</li> </ul>
	子どものお母さんは、出産当時国民年金に加入していましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している方が出産した際には、産前産後期間の保険料が免除されますので、届出してください。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	本人同居の家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳等(出産の日及び身分関係を明らかにすることができる書類)</li> <li>申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)</li> </ul>
	父または母が障害基礎年金を受給していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害基礎年金の子の加算を受けることができますので、申請してください。	本庁：国保年金課 各支所：市民福祉課	家族	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票</li> <li>戸籍謄本</li> <li>申請者の本人確認資料(顔写真付のもの1点または顔写真なしのもの2点)</li> </ul>

→裏に続く

内容	質問	該当 チェック	完了 チェック	解説	担当課 (問い合わせ先)	申請者	必要書類等
児童手当	児童手当の新規又は増額手続きをしましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当を受け取るための手続きが必要です。出生日の翌日から15日以内に手続きしてください。公務員の方は、職場での申請になります。窓口で公務員であることを申し出てください。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課 ※公務員の方は職場		・通帳など口座番号がわかるもの ・個人番号カードなどの個人番号がわかるもの (申請者、配偶者、児童)
子育て応援 在宅育児 支援金	第2子以降ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	育児休業給付金等を受給していない場合、子育て応援在宅育児支援金の制度があります。 ※保育所等に通っていない子どもが対象です。	児童保育課 (一関保健センター) 各支所：市民福祉課		・通帳など口座番号がわかるもの ・育児休業給付金受給申請状況証明書
その他	住民登録するところは市営住宅ですか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子どもが生まれた場合は、異動届が必要です。	本庁：都市整備課 各支所：産業建設課	本人 同居者	・子どもの住民票

【一関保健センター案内図】(※一関市役所とは別の建物です)



◇関係部署・機関の連絡先◇

本庁 竹山町7番2号 電話0191-21-2111	室根支所 室根町折壁字八幡沖345番地 電話0191-64-2111
花泉支所 花泉町涌津字一ノ町29番地 電話0191-82-2211	川崎支所 川崎町薄衣字諏訪前137番地 電話0191-43-2114
大東支所 大東町大原字川内41番地2 電話0191-72-2111	藤沢支所 藤沢町藤沢字町裏187番地 電話0191-63-2111
千厩支所 千厩町千厩字北方174番地 電話0191-53-2111	一関保健センター 山目字前田13番地1 電話0191-21-2160
東山支所 東山町長坂字西本町105番地1 電話0191-47-2111	